

貝塚市 強靱化地域計画

令和6年7月

貝 塚 市

———— 目 次 ————

第 1 章 計画策定の趣旨・位置づけ

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1

第 2 章 強靱化に対する基本的な方針

- 1 計画の基本目標 2
- 2 計画期間 2
- 3 対象とする災害（リスク） 2

第 3 章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組みと手順 2
- 2 評価の実施 4

第 4 章 具体的な取組みの推進

- 1 施策の重点化及び推進方針 4
- 2 具体的な取組み 5
- 3 施策の推進管理 10

別紙 脆弱性に対する施策分野の評価 11

別紙 2 個別事業一覧 19

第 1 章 計画策定の趣旨・位置づけ

1 計画の趣旨

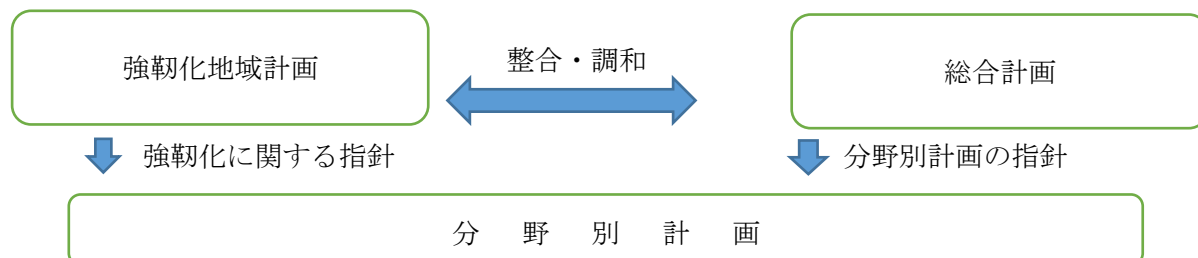
我が国では、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害が発生し、その度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」を繰り返してきている。国は、こうした状況を避けるため、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であるとした。これに当たり、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていくために、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を、平成 26 年 6 月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

この基本法では、地方公共団体の責務として「第 4 条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「強靱化地域計画」という。）を、（中略）市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

本市では、地域防災組織の育成や地域における事前防災行動計画の策定支援に取り組み、防災活動体制や地域防災力の強化を図るとともに、災害に強い施設整備を行い、安全・安心なまちづくりの実現を図ってきたところである。しかしながら、近年、大地震や台風、多発する集中豪雨など、大規模な自然災害の発生リスクが高まっていることから、国の基本目標である「いかなる災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、地域社会の機能が維持され、被害の最小化、迅速な復旧復興」ができる地域社会の構築を目指し、これに向けた取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的に、貝塚市強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

地域計画は、総合計画と整合・調和を図りつつ、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針として、基本法第 13 条に基づく計画として策定する。



第 2 章 強靱化に対する基本的な方針

1 計画の基本目標

基本計画及び大阪府強靱化地域計画（以下「府地域計画」という。）に則り、いかなる災害が発生しても、以下の基本目標を達成できるよう地域計画の取組みを推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ④迅速な復旧復興がされること

2 計画期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするものであり、貝塚市総合計画の計画終期に合わせ、令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 ヶ年計画とする。

3 対象とする災害（リスク）

本計画において対象とする災害リスクは、基本計画及び府地域計画に則り、大規模自然災害〔地震・津波・風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象とする。

第 3 章 脆弱性評価

1 評価の枠組みと手順

基本法において、脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされていることから、第 2 章に掲げた基本目標と本市の地域特性を踏まえ、基本計画及び府地域計画を参考に、8 つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして 22 の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	不特定多数が集まる施設における大規模火災や施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震や津波、台風、高潮等による多数の死傷者の発生
		1-3	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による市役所機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	原料の調達から生産、消費者への製品到達までの繋がり（サプライチェーン）の寸断等による企業の生産力低下
		5-2	主要幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による交通機能の麻痺
		7-3	ため池の損壊による死傷者や農業被害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足により復興が大幅に遅れる事態

2 評価の実施

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（内閣官房国土強靱化推進室）を参考に、大規模自然災害〔地震・津波・風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象に脆弱性評価を行った。

脆弱性評価の結果については、起きてはならない最悪の事態別に整理し、別紙としてP10以降に掲載する。

第4章 具体的な取組みの推進

1 施策の重点化及び推進方針

強靱化の取組みを効果的かつ効率的に推進していくために、施策の重点化を図りながら推進する必要があることから、本計画では、第3章2で実施した脆弱性評価の「起きてはならない最悪の事態」の中から人命保護、緊急性、本市の地域特性などの観点から、特に回避すべき15の【重点化施策】を選定する。

【重点化施策】

起きてはならない最悪の事態	
1-1	不特定多数が集まる施設における大規模火災や施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震や津波、台風、高潮等による多数の死傷者の発生
1-3	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3-1	市の職員・施設等の被災による市役所機能の大幅な低下
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
7-3	ため池の損壊による死傷者や農業被害の発生

2 具体的な取組み

重点化施策	
1-1	不特定多数が集まる施設における大規模火災や施設の倒壊による多数の死傷者の発生
【取組み】	・ 地震発生後、人命の安全確保に加え、新耐震基準を満たしていない公共施設の耐震化を進める。 ・ 新耐震基準を満たしていない消防団器具庫について、消防防災施設整備費補助金などを活用して耐震化を進める。 ・ 民間住宅、建築物の耐震対策について、住宅・建築物安全ストック形成事業などを活用して推進する。 ・ 民間住宅、建築物の耐震対策を推進する。 ・ 危険空き家について、除却等の指導を行う。 ・ 倒壊建物を想定した狭隘空間救助訓練を実施する。 ・ 防災・安全交付金などを活用し、新耐震基準を満たしていない鉄筋コンクリート造の市営住宅の耐震化を進める。 ・ 防災・安全交付金などを活用し、新耐震基準を満たしていない木造の市営住宅の除却を進める。 ・ 災害発生時に自力で避難する事が困難な高齢者や障害者などが多く利用する施設等について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金などを活用して、防災・減災対策を推進する。 ・ 私立幼稚園及び認定こども園等については、保育所等整備交付金などを活用して、耐震対策を進める。 ・ 災害発生時における被害軽減策として、各種店舗等の施設職員に対し初期消火要領及び避難経路確認など消防訓練時に指導を行う。 ・ 市内狭隘地区での火災に対応するため、住宅密集地域警防計画を策定する。 ・ 住宅防火診断や事業所等への防火指導等、防火防災意識の向上を図るとともに、住宅用火災警報器の設置維持（更新含む）管理の向上を図る。 ・ 不特定多数が集まる施設等に立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理を指示・指導し、合わせて防火啓発を実施する。 ・ 広報や防災講座などを通じて、各家庭において、家具の固定や通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置などの安全対策や、食料の備蓄などが進むよう普及啓発を実施する。 ・ 「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、町会・自治会や自主防災組織など地域の協力を求め、要支援者の支援体制づくりを進めていく。
1-2	地震や津波、台風、高潮等による多数の死傷者の発生
【取組み】	・ スtockマネジメント計画に基づき、防災・安全交付金などを活用して津波浸

	水区域にある津田雨水ポンプ場に津波浸水対策工事を実施するとともに、津田・二色ノ浜・三昧川・見落川の4箇所の雨水ポンプ場の耐震工事等を実施する。 ・大阪府が設置している護岸や防潮堤、水門などについて、本市が想定している災害リスクに対応できているか適宜確認する。 ・津波や高潮による海水の逆流を防ぐため、逆流防止対策がなされていない雨水管渠の吐口に水門等を整備する。 ・現在整備している無停電行政防災無線放送設備の他に、冗長化を図るため、広報車による情報伝達やスマートフォンアプリなど情報伝達手段の多重化を図る。 ・防災講座や防災訓練を定期的、継続的に実施する。 ・災害発生前、災害発生時に安全な避難行動が行えるよう、防災講座の開催や、コミュニティ・タイムライン策定の取組みを推進する。 ・要配慮者利用施設において、災害時の円滑な避難が可能となるよう、水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定を働きかける。 ・小・中学校において、避難訓練を実施するとともに、学級活動及び総合的な学習の時間等で防災に関する学習を行う。
1-3	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
【取組み】	・浸水被害の軽減に向け、防災・安全交付金や下水道防災事業補助金などを活用して、浸水を防ぐための雨水施設（管渠、ポンプ場等）を整備する。 ・ストックマネジメント計画に基づき、防災・安全交付金や下水道防災事業補助金などを活用して、雨水ポンプ場や雨水管渠等の雨水施設を点検調査及び改築更新を行い、浸水災害の軽減を目指す。 ・河川及び水路に堆積した土砂や当該敷内に生えている立木などによる氾濫リスクに対応し、適宜、必要な河道掘削及び伐木等を実施する。 ・津波、洪水、内水及び高潮ハザードマップを作成し、ホームページへの掲載や啓発冊子の全戸配布等によりリスクの事前周知を行う。 ・災害発生前、災害発生時に安全な避難行動が行えるよう、防災講座の開催や、コミュニティ・タイムライン策定の取組みを推進する。再掲（1-2） ・要配慮者利用施設において、災害時の円滑な避難が可能となるよう、水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定を働きかける。再掲（1-2） ・消防力が劣勢となった場合に備え、各種消防相互応援協定を締結する。 ・緊急消防援助隊の受入れ体制を整備するため、進出拠点の候補地調査及び受援計画を策定する。
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
【取組み】	・土砂災害ハザードマップを作成し、ホームページへの掲載や啓発冊子の全戸配布等によりリスクの事前周知を行う。 ・災害発生前、災害発生時に安全な避難行動が行えるよう、防災講座の開催や、

	コミュニティ・タイムライン策定の取組みを推進する。再掲（1-2） 要配慮者利用施設において、災害時の円滑な避難が可能となるよう、水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定を働きかける。再掲（1-2）
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
【取組み】	- 長期間停電等による断水に備え、給水ポンプ車を整備する。 - 現在締結している民間企業との物資供給に関する協定について、スムーズな物資供給がなされるよう、随時、マニュアルの点検、物資供給事業者との協議を行う。 - 各避難所等に備蓄計画に基づき食料・飲料水等を備蓄するとともに、常に使用できる状態を保つため定期的に備蓄品の状態を確認する。 - 各家庭において、食料の備蓄などが進むよう普及啓発を実施する。
2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
【取組み】	- 新耐震基準を満たしていない消防団器具庫について、消防防災施設整備費補助金などを活用して耐震化を進める。再掲（1-1） - 消防指令台の無停電装置及び非常用電源について、適宜検査をするとともに、必要な機器更新を図り、常に作動できる状態の保持に努める。 - 緊急消防援助隊設備整備費補助金などを活用し、消防・救急車両を計画的に整備する。 - 災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、現状の団員数を維持する。 - 救急救命士の養成及び消防職員として必要な知識、技能の習得のため、消防学校等専門的な教育機関への職員派遣を維持し、資質向上を目指す。 - 青年層の消防団員の確保及び団員の専門的な教育訓練へ派遣するなど、消防団の活性化・強化に努める。 - 消防力が劣勢となった場合に備え、各種消防相互応援協定を締結する。再掲（1-3） - 緊急消防援助隊の受入れ体制を整備するため、進出拠点の候補地調査及び受援計画を策定する。再掲（1-3） - 地域防災力の向上のため、自主防災組織の結成や活性化に向けた支援を行う。
2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
【取組み】	- 市立貝塚病院について、長時間にわたる停電時においても、病院機能を維持できるよう非常用発電装置を整備するとともに、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などを活用してコージェネレーションシステムなど複数の電源供給体制を整備する。 - 医師会等との災害応援協定に基づき災害時医療救護活動訓練を実施する。 - 大規模災害時に、ヘリコプターが発着できる後方支援拠点となるせんごくの杜防災広場からの各医療機関までの車両通行経路、及び、市が管理する道路の

	啓開作業の優先順位について、整理を行う。
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
【取組み】	・ 避難所開設担当職員の訓練や避難所開設時の運用をふまえ、「避難所運営マニュアル」を充実させるとともに、町会・自治会などの協力を求め、避難所運営体制の確保を図る。 ・ 福祉避難所の運営体制を整えるとともに、社会福祉施設の協力による要配慮者の一時受け入れ体制を整備する。 ・ 避難所となる学校施設において、学校施設環境改善交付金などを活用して、非構造部材の耐震化や非常用電源及び空調機の整備を進める。 ・ 災害時に設置する医療救護所の運営マニュアルを整備する。 ・ 貝塚市医師会と連携し医療救護所運営訓練を実施する。 ・ 避難所における生活ごみの回収体制を構築する。
3-1	市の職員・施設等の被災による市役所機能の大幅な低下
【取組み】	・ 迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう職員研修や訓練を実施し、災害対応能力を高めるとともに、貝塚市業務継続計画の見直しを行う。 ・ 迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう職員研修や訓練を実施し、災害対応能力を高めるとともに、貝塚市業務継続計画の見直しを行う。 ・ 災害対策本部を設置する市役所本庁舎には、72 時間連続運転可能な非常用発電設備及びオイルタンクを設置し、災害発生時の応急対策及び業務継続に必要な対象スペースや機器に電力供給を行う。 ・ 災害対策本部を設置する市役所本庁舎の給水設備は、災害時を想定し、上水及び雑用水（雨水利用、バックアップとして上水利用）の 2 系統により必要箇所へ給水する。停電時には各種ポンプが機能するよう非常用発電設備から電力供給を行う。 ・ 災害対策本部を設置する市役所本庁舎には、公共下水道が破断した場合に備え、建物内ピットにて汚水貯留槽を設置し、屋外マンホールトイレの活用を図る。 ・ 新耐震基準を満たしていない公共建築物や災害対策活動の拠点・避難所となる公共建築物、ライフラインに直結するインフラ資産とその関連施設は、個別の実施計画により、必要な耐震改修を実施し、防災機能の強化に努める。 ・ 効果的な災害応急対応や被災者支援を行うため、他自治体や民間企業等と災害時応援協定の締結を推進する。 ・ 災害時の他自治体や関係機関からの援護を円滑に受け入れるため、受援計画を策定する。
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
【取組み】	・ 災害発生時における通信手段として、緊急消防援助隊設備整備費補助金などを活用し、消防救急デジタル無線、所轄系携帯無線などを整備する。

4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
【取組み】	・ 現在整備している無停電行政防災無線放送設備の他に、冗長化を図るため、広報車による情報伝達やスマートフォンアプリなど情報伝達手段の多重化を図る。再掲（1-2）
6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
【取組み】	・ 浄水施設について、停電時に必要な非常用電源供給装置を整備する。 ・ 消防防災施設整備費補助金などを活用し、耐震性貯水槽の公費整備を計画するとともに、開発指導要綱に基づく新規開発地への整備及び年間を通じ点検調査を行い、上水道途絶時における消火用水の確保に取り組む。 ・ 大阪広域水道企業団と連携を図り、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、病院や避難拠点等の重要給水施設に対する対策を促進する。
6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
【取組み】	・ 老朽化・未耐震化の橋梁・道路付属施設等について道路メンテナンス事業補助制度などを活用し、災害に強い地域交通ネットワーク形成を推進する。 ・ 道路啓開作業の優先順位について整理を行う。再掲（2-3）
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
【取組み】	・ 民間住宅・建築物の耐震対策を推進する。再掲（1-1） ・ 危険空き家について、除却等の指導を行う。再掲（1-1） ・ 災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、現状の団員数を維持する。再掲（2-2） ・ 救急救命士の養成及び消防職員として必要な知識、技能の習得のため、消防学校等専門的な教育機関への職員派遣を維持し、資質向上を目指す。再掲（2-2） ・ 青年層の消防団員の確保及び団員の専門的な教育訓練へ派遣するなど、消防団の活性化・強化に努める。再掲（2-2） ・ 消防力が劣勢となった場合に備え、各種消防相互応援協定を締結する。再掲（1-3、2-2） ・ 緊急消防援助隊の受入れ体制を整備するため、進出拠点の候補地調査及び受援計画を策定する。再掲（1-3、2-2） ・ 住宅防火診断や事業所等への防火指導等、防火防災意識の向上を図るとともに、住宅用火災警報器の設置維持（更新含む）管理の向上を図る。 ・ 通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置について、普及啓発を行う。
7-3	ため池の損壊による死傷者や農業被害の発生
【取組み】	・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業などを活用し、順次作成・配付しているため池ハザードマップを活用し、被害の軽減を図るとともに、農業用水路等農業

	生産基盤の強化を図る。 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用し、農作物の被害を軽減する。
--	---

3 施策の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するために、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要であることから、各施策の推進に当たっては、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを定期的に検証し、効果的な施策の推進につなげる。

【別紙】脆弱性に対する施策分野の評価

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 不特定多数が集まる施設における大規模火災や施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【評価】

(公共建築物の耐震化)

- 私立幼稚園及び認定こども園等の耐震対策について、大阪府と連携し推進する必要がある。
- 新耐震基準を満たしていない木造公営住宅について、現在進めている除却事業の早期完了を目指す必要がある。

(公共建築物の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「貝塚市公共施設等総合管理計画」の実施方針に基づき進めている点検や修繕・更新等を、引き続き適切に行う必要がある。

(空き家対策)

- 老朽化した空き家の増加は、災害の被害を拡大させる可能性を高めることから、空き家対策を促進する必要がある。

(その他)

- 各種災害による火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関と連携を図り、火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組みの促進が必要である。
- 住宅内で被害を受けないようする家具固定や、通電火災を防ぐために感震ブレーカーを設置するなどの防災対策の普及啓発を行う必要がある。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災農地の登録などを進める必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や支援体制づくりが必要である。

1-2) 地震や津波、台風、高潮等による多数の死傷者の発生

【評価】

(施設整備)

- 高潮、津波等から市街地等への浸水を防ぐため、高潮や津波対策施設等の老朽化対策や耐震対策等を進める必要がある。
- 雨水管渠吐口への水門等設置、既存雨水ポンプ場の津波対策工事や耐震工事を実施する必要がある。

(情報収集・情報伝達)

- 災害時の高齢者等避難などの判断を適切に行うため、よりスムーズに情報収集できるよう、気象庁や大阪府等からの災害の情報収集手段の更新に適宜対応する必要がある。
- 災害時において、被害が発生する前の段階に高齢者等避難、避難指示を適切に発令できるように、避難所や防災行政無線、その他情報伝達手段の更新状況に応じ、高齢者等避難などの判断・伝達マニュアルを適宜更新する必要がある。

- 情報伝達には、無停電行政防災無線放送設備を活用しているが、伝達率をより高めるため、広報車による情報伝達やスマートフォンアプリなど情報伝達手段の冗長化の対策が必要である。

(防災訓練・避難訓練)

- 洪水や高潮などの風水害を対象としたタイムラインの策定が必要である。
- 現在実施している防災講座や防災訓練について、引き続き定期的・継続的に実施する必要がある。
- 医療施設や社会福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう各施設において、マニュアル等の作成や訓練を実施するよう働きかける必要がある。

(防災教育)

- 避難訓練や教科及び総合的な学習の時間等で防災に関する学習を行っているが、引き続き、各校において年間計画等を作成し、計画的に実施する必要がある。

1-3) 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価】

(防潮鉄扉)

- 高潮による浸水対策として設置している防潮鉄扉について、停電時にも作動するよう非常用発電機の整備が必要である。

(河川・排水路)

- 川底に堆積した土砂や河川敷内に生えている立木などは、河川の氾濫リスクが高まることから、適宜、河道掘削と河川敷内の伐木が必要である。
- 引き続き計画的に、河川や排水路の適切な管理に努める必要がある。

(下水道機能の確保)

- 浸水を防ぐため、雨水施設（管渠、ポンプ場等）の整備、既存雨水施設の計画的な点検調査・改築更新を行う必要がある。

(情報収集・情報伝達) 再掲 (1-2)

- 災害時の高齢者等避難などの判断を適切に行うため、よりスムーズに情報収集できるよう、気象庁や府等からの災害の情報収集手段の更新に適宜対応する必要がある。
- 災害時において、被害が発生する前の段階に高齢者等避難、避難指示を適切に発令できるように、避難所や防災行政無線、その他情報伝達手段の更新状況に応じ、高齢者等避難などの判断・伝達マニュアルを適宜更新する必要がある。
- 情報伝達には、無停電行政防災無線放送設備を活用しているが、伝達率をより高めるため、広報車による情報伝達やスマートフォンアプリなど情報伝達手段の冗長化の対策が必要である。

(防災訓練・避難訓練)

- 洪水や高潮などの風水害を対象としたタイムラインの策定が必要である。
- 現在実施している防災講座や防災訓練について、引き続き定期的・継続的に実施する必要がある。再掲 (1-2)

- 医療施設や社会福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう各施設において、マニュアル等の作成や訓練を実施するよう働きかける必要がある。**再掲（１－２）**
- (防災教育) **再掲（１－２）**
- 各教科、学級活動及び総合的な学習の時間等で防災に関する学習を行っているが、引き続き、各校において年間計画等を作成し、計画的に実施する必要がある。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【評価】

(情報収集・情報伝達) **再掲（１－２、３）**

- 災害時の高齢者等避難などの判断を適切に行うため、よりスムーズに情報収集できるよう、気象庁や府等からの災害の情報収集手段の更新に適宜対応する必要がある。
- 災害時において、被害が発生する前の段階に高齢者等避難、避難指示を適切に発令できるように、避難所や防災行政無線、その他情報伝達手段の更新状況に応じ、高齢者等避難などの判断・伝達マニュアルを適宜更新する必要がある。
- 情報伝達には、無停電行政防災無線放送設備を活用しているが、伝達率をより高めるため、広報車による情報伝達やスマートフォンアプリなど情報伝達手段の冗長化の対策が必要である。

(防災訓練・避難訓練)

- 土砂災害を対象としたタイムラインの策定が必要である。
- 現在実施している防災講座や防災訓練について、引き続き定期的・継続的に実施する必要がある。**再掲（１－２、３）**

(防災教育)

- 各教科、学級活動及び総合的な学習の時間等で防災に関する学習を行っているが、引き続き、各校において年間計画等を作成し、計画的に実施する必要がある。**再掲（１－２、３）**
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定された全ての地域に対し、ハザードマップで危険となる箇所を周知する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

【評価】

(給水ポンプ車)

- 長期間停電等による断水が生じた場合に備えて、給水ポンプ車を整備する必要がある。

(関係機関との連携)

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。

(食料・飲料水等の備蓄)

- 現在各避難所等に備蓄している食料・飲料水等の状況について、数量及び使用期限等を適

宜確認し、常に使用できる状態を保つ必要がある。

- 各家庭での食料等の備蓄について、さらなる促進が必要である。

2-2) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【評価】

(消防施設)

- 消防指令台について、停電時でも確実に作動できるよう非常用電源の保守管理を徹底する必要がある。
- 消防団器具庫について、耐震化未実施の施設があることから、計画的に耐震化を図る必要がある。

(関係機関との連携)

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。**再掲 (2-1)**
- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備を行う必要がある。
- 地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。

2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【評価】

(拠点医療機関の電源確保)

- 市立貝塚病院について、長時間にわたる停電時においても、病院機能を維持できるよう非常用発電装置やコージェネレーションシステムなど複数の電源供給体制を整備し、必要な電力を確保する必要がある。

(関係機関との連携)

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。**再掲 (2-1、2)**

- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備を行う必要がある。**再掲 (2-2)**

(支援ルートの確保)

- 大規模災害時にヘリコプターが発着できる後方支援拠点となるせんごくの杜防災広場からの各医療機関までの車両通行道路を予め整理しておく必要がある。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価】

(関係機関との連携)

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。**再掲 (2-1、**

2、3)

- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備を行う必要がある。再掲（2-2、3）

2-5) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【評価】

（避難所環境）

- 被災者の避難生活を支援するため必要な受け入れ体制の確保や地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」を充実させる必要がある。
- 福祉避難所の指定、運営体制を確保する必要がある。
- 長期間にわたる避難生活を想定し、健全な避難所環境を維持するため、各避難所に非常用電源及び空調機を整備するとともに、非構造部材について耐震化を行う必要がある。
- 各避難所には、食料や飲料水、毛布、シート、その他身の回りの必要備品を適当数配置するとともに、断水によりトイレが使用できなくなることを想定し、簡易トイレを整備する必要がある。
- 避難所における生活ごみの回収対策を講じる必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市の職員・施設等の被災による市役所機能の大幅な低下

【評価】

（職員の配備体制）

- 貝塚市業務継続計画の改定・運用を行い、災害時の配備体制を確保する必要がある。
- 災害時に迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、職員研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る必要がある。

（市役所庁舎等）

- 新耐震基準を満たしていない公共建築物や災害対策活動の拠点・避難所となる公共建築物、ライフラインに直結するインフラ資産とその関連施設について、必要な耐震改修を実施する必要がある。

（関係機関との連携）

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。再掲（2-1、2、3、4）
- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備を行う必要がある。再掲（2-2、3、4）

（情報処理システム）

- 情報処理業務において、外部のデータセンターを利用するクラウドを導入済みであり、また、データセンターとの通信回線も冗長化され、強靱化が図られていることから、引き続き現業務体制を継続する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【評価】

(情報処理システム)

- 市役所庁舎及び各避難所の電話回線について、災害時に優先使用できる回線を確保する必要がある。
- 情報処理業務において、外部のデータセンターを利用するクラウドを導入済みであり、また、データセンターとの通信回線も冗長化され、強靱化が図られていることから、引き続き現業務体制を継続する必要がある。**再掲 (3-1)**

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【評価】

(情報収集・情報伝達) **再掲 (1-2)**

- 情報伝達には、無停電行政防災無線放送設備を活用しているが、伝達率をより高めるため、広報車による情報伝達やスマートフォンアプリなど情報伝達手段の冗長化の対策が必要である。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 原料の調達から生産、消費者への製品到達までの繋がり（サプライチェーン）の寸断等による企業の生産力低下

【評価】

(企業への防災活動啓発)

- 各企業に対して防災訓練実施を推進するとともに、関係機関が連携して合同訓練等を行う必要がある。
- 国の防災基本計画では、企業がBCP（業務継続計画）を策定するよう努めると規定しているものの、中小企業において認知度が低いことから、中小企業へのBCP（業務継続計画）策定の周知を進める必要がある。

5-2) 主要幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【評価】

(橋梁の耐震化)

- 貝塚市防災計画で指定された地域緊急交通路に位置する橋梁のうち、耐震化補強が必要な橋梁について、順次計画的に整備する必要がある。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

【評価】

(関係機関との連携) **再掲 (2-1、2、3、4、3-1)**

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。

(企業への防災活動啓発) **再掲 (5-1)**

- 各企業に対して防災訓練実施を推進するとともに、関係機関が連携して合同訓練等を行う必要がある。
- 国の防災基本計画では、企業がBCP（業務継続計画）を策定するよう努めると規程しているものの、中小企業において認知度が低いことから、中小企業へのBCP（業務継続計画）策定の周知を進める必要がある。

6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 上水道等の長期間にわたる供給停止

【評価】

(水道管の耐震化)

- 水道施設・管路の更新等を計画的に実施する対策として、現在実施している老朽管耐震化事業を更に推進する必要がある。

(浄水施設の耐震化)

- 浄水施設については、耐震化が図られているが、停電時に断水する可能性があることから、必要な非常用電源供給装置を整備する必要がある。

6-2) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【評価】

(橋梁の耐震化) **再掲 (5-2)**

- 貝塚市防災計画で指定された地域緊急交通路に位置する橋梁のうち、耐震化補強が必要な橋梁について、順次計画的に整備する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

【評価】

(防火啓発)

- 火災は、市民の防火に関する意識により未然に防ぐことができるものが多いことから、防火指導や啓発により、市民の防火意識の向上に努める必要がある。
また、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理とともに、通電火災防止への取組みについて周知する必要がある。

(空き家対策)

- 老朽化した空き家の増加は災害の被害を拡大させる可能性が高まることから、空き家対策を促進する必要がある。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊等による交通機能の麻痺

【評価】

(建築物等の耐震化)

- 新耐震基準を満たしていない木造公営住宅について、現在進めている除却事業の早期完了を目指す必要がある。

(公共建築物等の老朽化対策) **再掲 (1-1)**

- 公共建築物の老朽化対策については、「貝塚市公共施設等総合管理計画」の実施方針に基づき進めている点検や修繕・更新等を、引き続き適切に行う必要がある。

(空き家対策) **再掲 (1-1)**

- 老朽化した空き家の増加は、災害の被害を拡大させる可能性を高めることから、空き家対策を促進する必要がある。

7-3) ため池の損壊による死傷者や農業被害の発生

【評価】

(ため池)

- ハード対策のみでは、被害を完全に防ぐことは難しいため、ため池ハザードマップを活用し、被害の軽減を図る必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【評価】

- 災害時に発生する大量の災害廃棄物を想定し、複数の災害廃棄物集積所の指定、検討の必要がある。

8-2) 復興を支える人材等の不足により復興が大幅に遅れる事態

【評価】

(関係機関との連携) **再掲 (2-1、2、3、4、3-1、5-3)**

- 現在、他市町や民間企業と災害応急対応や被災者支援に関する応援協定を締結しているが、より効果的な対応が取られるよう応援協定締結の更なる推進の必要がある。
- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備を行う必要がある。

【別紙２】個別事業一覧

交付金・ 補助金名	①個別事業名 ②個別事業内容	箇所(場所)	期間 (年度～年度)	総事業費(千円)	備考
就学前教育・保育施設整備交付金	①貝塚中央こども園新築工事 ②貝塚中央こども園耐震化整備事業	橋本 1060 番地 5	令和 5 年度～ 令和 6 年度	669,901	総事業費は増減すること があります
農業水路等長寿命化・防災減災事業	①土地改良施設整備事業 ②ため池(福田今池)改修のための調査設計・ため池(堤新池・堀大池)改修工事	福田今池(福田) 堤新池(堤) 堀大池(堀)	令和 5 年度～ 令和 6 年度	令和 5 年度 : 63,200	
鳥獣被害防止総合対策交付金	①有害鳥獣捕獲対策事業 ②イノシシ捕獲檻の購入に対する補助。	貝塚市内(山手地域)	終了予定なし	令和 5 年度 : 196	
防災・安全交付金	①ストックマネジメント事業 ②管渠点検調査 調査結果に基づく計画策定 改築更新事業	北部・中部処理区	令和 2 年度～ 令和 11 年度	1,712,000	総事業費は増減すること があります
防災・安全交付金	①雨水ポンプ場非常用電源設置事業 ②三昧川雨水ポンプ場の非常用電源装置	三昧川雨水ポンプ場	令和 5 年度～ 令和 11 年度	635,000	総事業費は増減すること があります
防災・安全交付金	①耐震化事業 ②耐震化事業	三昧川雨水ポンプ場 見落川雨水ポンプ場 二色の浜雨水ポンプ場 津田雨水ポンプ場	令和 6 年度～ 令和 11 年度	89,000	総事業費は増減すること があります
下水道防災事業費補助	①脇浜第一排水区大規模雨水処理施設整備事業 ②雨水管整備事業	新井外 5	令和 4 年度～ 令和 6 年度	1,160,000	
下水道防災事業費補助	①貝塚市雨水ポンプ場改築・更新事業 (津田雨水ポンプ場・二色の浜雨水ポンプ場) ②雨水ポンプ場の改築・更新事業	津田雨水ポンプ場 二色の浜雨水ポンプ場	令和 2 年度～ 令和 8 年度	1,600,000	
防災・安全交付金	①道路事業 ②橋梁修繕・耐震補強	三ツ松白地線 (三ツ松大橋)	令和 4 年度着手 令和 7 年度完了	145,000	

交付金・ 補助金名	①個別事業名 ②個別事業内容	箇所(場所)	期間 (年度～年度)	総事業費(千円)	備考
防災・安全 交付金	①道路事業 ②橋梁修繕・耐震補強	麻生中橋本線 (平成大橋)	令和 6 年度着手 令和 9 年度完了	130,000	
防災・安全 交付金	①道路事業 ②橋梁修繕・耐震補強	小瀬神前線 (昆陽野橋)	令和 7 年度着手 令和 10 年度完了	80,000	
防災・安全 交付金	①住宅建築安全ストック形成 事業 ②耐震促進	貝塚市内			